

# 社労士國本の一（日）一（生）（笑）～（勝）～（翔）



## 1. 社員の「うつ病」に備えるには？

職場として必要な知識は？

職場でメンタル面の不調を訴える人が増えていますが、中でも「うつ病」の患者数は特に増えており、非常に身近な病気となりつつあります。うつ病は、身体の病気とは異なる性質があるため、職場としても知識を備えておくことが重要です。

うつ病の基準とかかりやすい人の特徴

うつ病は、医学的に広く使われる基準では、

- ・「抑うつ気分（気分の落ち込み）」か「意欲の低下」のどちらか、 又は
- ・両方が2週間以上続き、さらに同時期に睡眠や食欲の乱れ、思考力の減退等がある場合に、その可能性が高いとされています。

うつ病（いわゆる「新型うつ病」は除く）になりやすい人は、一般的には責任感が強く、無理をして頑張りがちだとされています。また、職場の同僚や上司から見ると、仕事でミスが増える、外見を気にしなくなるといった兆候が表れることが多いようです。

公的支援策の活用も

うつ病と診断された場合、一般的には薬の服用と休養を中心とした治療を受けることになります。治療期間は病気の程度にもよりますが、数カ月から1年以上に及びことも多くあります。治療には時間がかかり医療費等経済的な負担が大きくなりがちですので、公的な支援策（自立支援医療制度、高額療養費等）の活用が有効です。

復職について「焦り」は禁物

うつ病による休職者にとって気になるのが「職場復帰」の問題です。多くの人は早期復職を希望しますが、復職をきっかけに再発するケースも目立ちます。企業側でも、休職者を受け入れるためのルール（規定）や復職支援制度を整備する例は増えつつあります。

復職について明確なルールを定めることで、再発を防止し、受け入れる職場での対応もスムーズになります。また、慣れた職場で短時間就労する「慣らし期間」から始め、体調や仕事ぶりについて産業医・上司・人事担当者らが相談しながら、徐々に元の仕事に戻すやり方もあります。

うつ病は、良くなったり悪くなったりを繰り返しながら回復することが多いため、主治医が復職を認めた場合であっても、完全には回復しないことも多くあります。患者にも職場にも、復職に焦りは禁物と言えます。

## 2. 「確定拠出年金」導入企業が増加傾向

株価低迷、積立不足への対策として

企業型確定拠出年金（日本版401k）の加入者数が400万人を突破したそうです。この数字は、会社員の約8分の1に相当します。加入者増加の背景には、

- ・長期的な株価の低迷 や
  - ・企業年金への資金拠出負担を抑えて積立不足を解消したい企業の考え
- があるようです。

2012年3月に控えた「税制適格退職年金」の廃止を前に確定拠出年金への移行を実施する企業も多く、加入事業者数は1万5,117社（今年7月末時点）と増加傾向にあります。今後導入する企業も増加する見込みだと言われています。

導入から10年が経過

確定拠出年金は2001年10月に日本に導入されました。加入者自身が運用手段を選択して、運用実績に応じて年金の受給額が変わる仕組みとなっており、「企業型」（約400万人が加入）と「個人型」（約13万人が加入）があります。

上記の「企業型」の場合、掛金を拠出できるのはこれまでは企業だけでしたが、2012年からは個人による上乘せ拠出も可能となります。

導入企業に求められる「投資教育」

確定拠出年金では加入者自身が運用の責任を負うため、企業には加入者（従業員）に「投資教育」を行うことが求められます。しかし、企業年金連合会の調査によると、継続的な投資教育を実施している確定拠出年金の導入企業は約6割に過ぎません。

運用難による積立不足が発生しがちな「確定給付企業年金」からの移行も多く、「運用リスクを企業が従業員に押し付けている」等と批判されることも多い企業型確定拠出年金ですが、導入企業には加入者（従業員）への十分なフォローが求められます。

この他にも・・・

確定拠出年金運用のやり方によっては**社会保険料の削減効果**も見込めます。その際は、従業員への説明等の方が無難と思われませんが、関心をお持ちの事業主様は、ぜひご連絡下さい。

### 3. 私の本棚より ~ 今月は、「やまぐち夢追い人」です ~

今月ご紹介する本は、只今のところ未読の本ですが、「やまぐち夢追い人」という本です。

この本には、山口県の二井知事、国体に携わった方々、歌手、役者、タレント、山口の偉人他、各業界の最前線に行く山口県所縁の方が紹介されています。タイトルを聞いた瞬間、私はすぐ注文しました。



また、この度買った本は、「VOLUME 1」と書いてありました。ということは、2、3...と続くのかなあと、今から少し期待しています。私も「100歳の開業社労士」として、この本で紹介してもらえるくらいになりたいものです。

### 所長のひとこと ~ 来年の手帳

皆様は来年の手帳を、買われましたか？「来年の手帳は、まだ気が早いよ」と思われる方も多いと思います。実は私もそう思っていたのですが、10月のある日、書店に行くと、**手帳コーナー(?)は来年の手帳一色でした!**

それを見た私は心が刺激され、「来年の手帳はまだ早い」と思っていた気持ちは何処へやら、今年使っているものと同じ物(但し色違いです)を買って帰ったのでした。たいてい、私は手帳を毎年違う物を使っているのですが、2年連続同じ物を使うのは、会社員時代に手帳が支給されていた時以来のことだと思います。それだけ今の手帳は、大きさ、持った時の感覚が、私にフィットしているのです

ただ、手帳の外見は同じでも、中身は今年の物と違うのですが、これは慣れれば問題ないでしょう。この手帳を元に、2012年も業務に邁進いたします。

國本豊社労士事務所は、以下の業務を行うことで、地域の事業主様をサポートいたします!

(以下は顧問契約先へのフルサポートですが、単発の相談も喜んでお受けいたします)

#### ・就業規則の作成

(プロが作る就業規則です。会社の発展、社員の安心感につながる規則を作成します。法改正にも随時対応します)

#### ・労働保険、社会保険手続き

労働保険年度更新(7月) 社会保険算定基礎届(7月) 36協定作成届出(定時) 労災事故手続き  
1年単位変形労働時間届(定時) 介護保険料変更、控除額お知らせ(3月) 雇用保険料率変更お知らせ(4月)  
健康保険料、厚生年金保険料変更、控除額お知らせ(9月) 入社・退職社員様に関わる保険関係届 年金相談 等

#### ・情報発信、相談業務

労働基準監督署の調査対応 御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します  
土日朝夜問わず雇用に関するお困り事の電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします  
給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします  
御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します 毎月1回人事労務ニュースを持参(又は発送)します

お客様の喜び = 私の喜び <sup>くにもとゆたか</sup> 國本豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 山口県柳井市余田 1310

TEL 0820 24 6886 FAX 0820 24 6887 ホームページ <http://k-sr.jp>

公的活動

- 山口商工会議所エキスパート登録 ・財団法人やまぐち産業振興財団専門家登録 ・柳井商工会議所青年部所属
- 柳井商工会議所中小企業支援センターコーディネーター ・柳井市倫理法人会会員(広報委員をしています)  
講演、メディア出演等
- KRY ラジオ「おはようKRY」電話出演(平成20年3月) ・FM山口「ザ・ムーブマン」に出演(平成21年11月)
- 柳井ライオンズクラブにて講演(平成22年11月) ・柳井市倫理法人会モーニングセミナー講師(2回)

